

**JPRSサーバー証明書
(組織認証型)
認証局証明書ポリシー
(Certificate Policy)**
Version 1.10

2017年02月19日
株式会社日本レジストリサービス

改版履歴		
版数	日付	内容
1.00	2016.04.26	初版発行
1.10	2017.02.19	<ul style="list-style-type: none">・「4.6 証明書の更新」に関する記述の追加・「4.8 証明書の変更」に関する記述の追加

目次

1. はじめに.....	9
1.1 概要	9
1.2 文書名と識別.....	9
1.3 PKI の関係者	10
1.3.1 認証局	10
1.3.1.1 IA.....	10
1.3.1.2 RA.....	10
1.3.2 証明書利用者	10
1.3.3 検証者	10
1.4 証明書の用途.....	10
1.4.1 適切な証明書の用途.....	10
1.4.2 禁止される証明書の用途.....	10
1.5 ポリシー管理.....	11
1.5.1 文書を管理する組織	11
1.5.2 連絡先.....	11
1.5.3 ポリシー適合性を決定する者	11
1.5.4 承認手続	11
1.6 定義と略語	11
2. 公開とリポジトリの責任.....	15
2.1 リポジトリ	15
2.2 証明情報の公開	15
2.3 公開の時期または頻度	15
2.4 リポジトリへのアクセス管理	15
3. 識別と認証.....	16
3.1 名前決定	16
3.1.1 名前の種類.....	16
3.1.2 名前が意味を持つことの必要性.....	16
3.1.3 証明書利用者の匿名性または仮名性	16
3.1.4 様々な名前形式を解釈するための規則.....	16
3.1.5 名前の一意性	16
3.1.6 認識、認証および商標の役割	16
3.2 初回の本人確認	16
3.2.1 私有鍵の所持を証明する方法	16
3.2.2 組織の認証.....	17

3.2.3 個人の認証.....	17
3.2.4 検証されない証明書利用者の情報.....	17
3.2.5 権限の正当性確認.....	17
3.2.6 相互運用の基準	17
3.2.7 ドメイン名の認証.....	17
3.3 鍵更新申請時の本人性確認と認証.....	17
3.4 失効申請時の本人性確認と認証	17
4. 証明書のライフサイクルに対する運用上の要件.....	19
4.1 証明書申請	19
4.1.1 証明書申請を提出することができる者.....	19
4.1.2 登録手続および責任.....	19
4.2 証明書申請手続.....	19
4.2.1 本人性確認と認証の実施.....	19
4.2.2 証明書申請の承認または却下	19
4.2.3 証明書申請の処理時間	19
4.3 証明書の発行.....	19
4.3.1 証明書発行時の処理手続.....	19
4.3.2 証明書利用者への証明書発行通知	19
4.4 証明書の受領確認	20
4.4.1 証明書の受領確認手続	20
4.4.2 認証局による証明書の公開	20
4.4.3 他のエンティティに対する認証局の証明書発行通知	20
4.5 鍵ペアおよび証明書の用途.....	20
4.5.1 証明書利用者の私有鍵および証明書の用途	20
4.5.2 検証者の公開鍵および証明書の用途	20
4.6 鍵更新を伴わない証明書の更新	20
4.6.1 鍵更新を伴わない証明書の更新事由	20
4.6.2 証明書の更新申請を行うことができる者	21
4.6.3 証明書の更新申請の処理手続	21
4.6.4 証明書利用者に対する新しい証明書発行通知	21
4.6.5 更新された証明書の受領確認手続	21
4.6.6 認証局による更新された証明書の公開.....	21
4.6.7 他のエンティティに対する認証局の証明書発行通知	21
4.7 鍵更新を伴う証明書の更新.....	21
4.7.1 鍵更新を伴う証明書の更新事由	21
4.7.2 新しい証明書の申請を行うことができる者	21

4.7.3 鍵更新を伴う証明書の更新申請の処理手続	21
4.7.4 証明書利用者に対する新しい証明書の通知	21
4.7.5 鍵更新された証明書の受領確認手続	21
4.7.6 認証局による鍵更新済みの証明書の公開	22
4.7.7 他のエンティティに対する認証局の証明書発行通知	22
4.8 証明書の変更	22
4.8.1 証明書の変更事由	22
4.8.2 証明書の変更申請を行うことができる者	22
4.8.3 証明書の変更申請の処理手続	22
4.8.4 証明書利用者に対する新しい証明書発行通知	22
4.8.5 変更された証明書の受領確認手続	22
4.8.6 認証局による変更された証明書の公開	22
4.8.7 他のエンティティに対する認証局の証明書発行通知	22
4.9 証明書の失効と一時停止	22
4.9.1 証明書失効事由	22
4.9.2 証明書失効を申請することができる者	23
4.9.3 失効申請手続	23
4.9.4 失効申請の猶予期間	23
4.9.5 認証局が失効申請を処理しなければならない期間	23
4.9.6 失効調査の要求	23
4.9.7 証明書失効リストの発行頻度	23
4.9.8 証明書失効リストの発行最大遅延時間	24
4.9.9 オンラインでの失効/ステータス確認の適用性	24
4.9.10 オンラインでの失効/ステータス確認を行うための要件	24
4.9.11 利用可能な失効情報の他の形式	24
4.9.12 鍵の危険化に対する特別要件	24
4.9.13 証明書の一時停止事由	24
4.9.14 証明書の一時停止を申請することができる者	24
4.9.15 証明書の一時停止申請手続	24
4.9.16 一時停止を継続することができる期間	24
4.10 証明書のステータス確認サービス	24
4.10.1 運用上の特徴	24
4.10.2 サービスの利用可能性	24
4.10.3 オプショナルな仕様	25
4.11 加入（登録）の終了	25
4.12 キーエスクローと鍵回復	25

4.12.1 キーエスクローと鍵回復ポリシーおよび実施.....	25
4.12.2 セッションキーのカプセル化と鍵回復のポリシーおよび実施	25
5. 設備上、運営上、運用上の管理.....	26
5.1 物理的管理	26
5.2 手続的管理	26
5.2.1 信頼すべき役割	26
5.2.2 職務ごとに必要とされる人数	26
5.2.3 個々の役割に対する本人性確認と認証.....	26
5.2.4 職務分割が必要となる役割	26
5.3 人事的管理	26
5.3.1 資格、経験および身分証明の要件	26
5.3.2 適正調査	27
5.3.3 教育要件	27
5.3.4 再教育の頻度および要件.....	27
5.3.5 仕事のローテーションの頻度および順序	27
5.3.6 認められていない行動に対する制裁	27
5.3.7 業務委託先の管理.....	27
5.3.8 要員へ提供される資料	27
5.4 監査ログの手続.....	27
5.4.1 記録されるイベントの種類	27
5.4.2 監査ログを処理する頻度.....	28
5.4.3 監査ログを保持する期間.....	28
5.4.4 監査ログの保護	28
5.4.5 監査ログのバックアップ手続	28
5.4.6 監査ログの収集システム	28
5.4.7 イベントを起こした者への通知.....	28
5.4.8 脆弱性評価.....	28
5.5 記録の保管	28
5.5.1 アーカイブの種類.....	28
5.5.2 アーカイブ保存期間	28
5.5.3 アーカイブの保護.....	29
5.5.4 アーカイブのバックアップ手続.....	29
5.5.5 記録にタイムスタンプを付与する要件	29
5.5.6 アーカイブ収集システム	29
5.5.7 アーカイブの検証手続	29
5.6 鍵の切り替え	29

5.7 危険化および災害からの復旧	29
5.8 認証局または登録局の終了	29
6. 技術的セキュリティ管理	30
6.1 鍵ペアの生成およびインストール	30
6.1.1 鍵ペアの生成	30
6.1.2 証明書利用者に対する私有鍵の交付	30
6.1.3 認証局への公開鍵の交付	30
6.1.4 検証者への CA 公開鍵の交付	30
6.1.5 鍵サイズ	30
6.1.6 公開鍵のパラメータの生成および品質検査	30
6.1.7 鍵の用途	30
6.2 私有鍵の保護および暗号モジュール技術の管理	31
6.3 鍵ペアのその他の管理方法	31
6.4 活性化データ	31
6.5 コンピュータのセキュリティ管理	31
6.6 ライフサイクルセキュリティ管理	31
6.7 ネットワークセキュリティ管理	31
6.8 タイムスタンプ	31
7. 証明書および証明書失効リストのプロファイル	32
7.1 証明書のプロファイル	32
7.2 CRL のプロファイル	33
7.3 OCSP のプロファイル	34
7.3.1 バージョン番号	35
7.3.2 OCSP 拡張	35
8. 準拠性監査と他の評価	36
8.1 監査の頻度	36
8.2 監査者の身元／資格	36
8.3 監査者と被監査者の関係	36
8.4 監査で扱われる事項	36
8.5 不備の結果としてとられる処置	36
8.6 監査結果の開示	36
9. 他の業務上および法的事項	37
9.1 料金	37
9.2 財務的責任	37
9.3 企業情報の機密性	37
9.3.1 機密情報の範囲	37

9.3.2 機密情報の範囲外の情報.....	37
9.3.3 機密情報を保護する責任.....	37
9.4 個人情報の保護	37
9.5 知的財産権	37
9.6 表明保証.....	38
9.6.1 認証局の表明保証.....	38
9.6.1.1 IA の表明保証.....	38
9.6.1.2 RA の表明保証	38
9.6.2 証明書利用者の表明保証.....	38
9.6.3 検証者の表明保証.....	38
9.6.4 他の関係者の表明保証	38
9.7 無保証	38
9.8 責任の制限	39
9.9 補償	39
9.10 有効期間と終了	39
9.10.1 有効期間	39
9.10.2 終了	39
9.10.3 終了の効果と効果継続	39
9.11 関係者間の個別通知と連絡.....	40
9.12 改訂	40
9.12.1 改訂手続	40
9.12.2 通知方法および期間	40
9.12.3 オブジェクト識別子が変更されなければならない場合	40
9.13 紛争解決手続.....	40
9.14 準拠法	40
9.15 適用法の遵守.....	40
9.16 雜則	40
9.17 その他の条項.....	41

1. はじめに

1.1 概要

JPRSサーバー証明書（組織認証型）認証局証明書ポリシー（以下「本CP」という）は、株式会社日本レジストリサービス（以下「当社」という）が認証局（以下「本CA」という）として発行する電子証明書の用途、利用目的、適用範囲等、電子証明書に関するポリシーを規定するものである。

本CAの運用維持に関する諸手続については、セコム認証基盤運用規程（以下「CPS」という）に規定する。

本CAは、セコムトラストシステムズ株式会社（以下「セコムトラストシステムズ」という）が運営する認証局であるSecurity Communication RootCA2より、片方向相互認証証明書の発行を受けており、証明書利用者に対する証明書発行を行う。

本CAが発行する証明書は、サーバー認証および通信経路で情報の暗号化を行うことに利用する。証明書の有効期間は、証明書を有効とする日から起算して39ヵ月以内とする。また、発行対象は、JPRSサーバー証明書発行サービスご利用条件（以下「ご利用条件」という）により定める。

本CAから証明書の発行を受ける者は、証明書の発行を受ける前に自己の利用目的とご利用条件、本CPおよびCPSとを照らし合わせて評価し、ご利用条件、本CPおよびCPSを承諾する必要がある。

なお、本 CP の内容がご利用条件、CPS の内容に抵触する場合は、ご利用条件、本 CP、CPS の順に優先して適用されるものとする。

本CPは、IETFが認証局運用のフレームワークとして提唱するRFC3647「Internet X.509 Public Key Infrastructure Certificate Policy and Certification Practices Framework」に準拠している。

本CPは、本CAに関する技術面、運用面の発展や改良に伴い、それらを反映するために必要に応じ改訂されるものとする。

1.2 文書名と識別

本CPの正式名称は、「JPRSサーバー証明書（組織認証型）認証局証明書ポリシー」という。本CAが本CPに基づき割り当てられるオブジェクト識別子（以下「OID」という）、ならびに本CPが参照するCPSのOIDは、次のとおりである。

名称	OID
JPRS サーバー証明書（組織認証型）認証局証明書ポリシー (CP)	1.2.392.200091.110.208.2
セコム電子認証基盤認証運用規程 (CPS)	1.2.392.200091.100.401.1

1.3 PKI の関係者

1.3.1 認証局

CA (Certification Authority : 認証局) とは、IA (Issuing Authority : 発行局) およびRA (Registration Authority : 登録局) によって構成される。本CAにおいては、セコムトラストシステムズがIAとしての役割を担い、当社がRAとしての役割を担う。

1.3.1.1 IA

IAは、証明書の発行、取消、証明書失効リスト（以下「CRL」という）の開示等を行う。

1.3.1.2 RA

RAは、証明書の発行、取消を申請する申請者の審査および証明書を発行、失効するための登録業務等を行う。

1.3.2 証明書利用者

証明書利用者とは、本CAより証明書の発行を受け、発行された証明書を利用する個人、法人または組織とする。

1.3.3 検証者

検証者とは、本CAが発行する証明書の有効性を検証する個人、法人または組織とする。

1.4 証明書の用途

1.4.1 適切な証明書の用途

本CAが発行する証明書は、サーバー認証および通信経路で情報の暗号化を行うことに利用する。

1.4.2 禁止される証明書の用途

本CAが発行する証明書の用途は「1.4.1 適切な証明書の用途」のとおりであり、証明書をそれ以外の目的に利用することはできないものとする。

1.5 ポリシー管理

1.5.1 文書を管理する組織

本CPの維持、管理は、本CAが行う。

1.5.2 連絡先

本CPに関する連絡先は、次のとおりである。

窓口：株式会社日本レジストリサービス お問い合わせ窓口

住所：〒101-0065 東京都千代田区西神田3-8-1 千代田ファーストビル東館13F

電子メール：info@jprs.jp

1.5.3 ポリシー適合性を決定する者

本CPの内容については、本CAのサーバー証明書発行サービス運営会議において決定される。

1.5.4 承認手続

本CPは、本CAのサーバー証明書発行サービス運営会議の承認によって発効する。

1.6 定義と略語

(1) 「あ」～「ん」

アーカイブ

法的またはその他の事由により、履歴の保存を目的に取得する情報のことを行う。

エスクロー

第三者に預けること（寄託）をいう。

鍵ペア

公開鍵暗号方式において、秘密鍵と公開鍵から構成される鍵の対のことをいう。

監査ログ

認証局システムへのアクセスや不正操作の有無を検査するために記録される認証局システムの動作履歴やアクセス履歴等をいう。

公開鍵

公開鍵暗号方式において用いられる鍵ペアの一方をいい、秘密鍵に対応し、通信相手の相手方に公開される鍵のことをいう。

秘密鍵

公開鍵暗号方式において用いられる鍵ペアの一方をいい、公開鍵に対応する本人のみが保有する鍵のことをいう。「私有鍵」ともいう。

指定事業者

当社が提供するサーバー証明書発行サービスに関して、当社の認定する事業者をいう。

タイムスタンプ

電子ファイルの作成日時やシステムが処理を実行した日時等を記録したデータをいう。

電子証明書

ある公開鍵を、記載された者が保有することを証明する電子データをいう。CA が電子署名を施すことで、その正当性が保証される。

リポジトリ

CA 証明書および CRL 等を格納し公表するデータベースをいう。

(2) 「A」～「Z」

CA (Certification Authority) : 認証局

証明書の発行・更新・失効、CA 秘密鍵の生成・保護および証明書利用者の登録等を行う主体をいう。

CAA (Certificate Authority Authorization)

ドメインを使用する権限において、DNS レコードの中にドメインに対して証明書を発行できる認証局情報を記述し、意図しない認証局からの証明書誤発行を防ぐ機能をいう。

CP (Certificate Policy)

CA が発行する証明書の種類、用途、申込手続等、証明書に関する事項を規定する文書をいう。

CPS (Certification Practices Statement) : 認証運用規定

CA を運用する上での諸手続、セキュリティ基準等、CA の運用を規定する文書をいう。

CRL (Certificate Revocation List) : 証明書失効リスト

証明書の有効期間中に、証明書記載内容の変更、秘密鍵の紛失等の事由により失効された証明書情報が記載されたリストのことを行う。

IA (Issuing Authority) : 発行局

CA の業務のうち、証明書の発行・更新・失効、CA 秘密鍵の生成・保護、リポジトリの維持・管理等を行う主体のことを行う。

OID (Object Identifier) : オブジェクト識別子

ネットワークの相互接続性やサービス等の一意性を維持管理するための枠組みであり、国際的な登録機関に登録された、世界中のネットワーク間で一意となる数字のことを行う。

OCSP (Online Certificate Status Protocol)

証明書のステータス情報をリアルタイムに提供するプロトコルのことを行う。

PKI (Public Key Infrastructure) : 公開鍵基盤

電子署名、暗号化、認証といったセキュリティ技術を実現するための、公開鍵暗号方式という暗号技術を用いる基盤のことを行う。

RA (登録局) (Registration Authority) : 登録機関

CA の業務のうち、申込情報の審査、証明書発行に必要な情報の登録、CA に対する証明書発行要求等を行う主体のことを行う。

RFC3647 (Request For Comments 3647)

インターネットに関する技術の標準を定める団体である IETF (Internet Engineering Task Force) が発行する文書であり、CP/CPS のフレームワークを規定した文書のことを行う。

RSA

公開鍵暗号方式として普及している最も標準的な暗号技術のひとつである。

SHA-1 (Secure Hash Algorithm 1)

電子署名に使われるハッシュ関数（要約関数）のひとつである。ハッシュ関数とは、与えられた原文から固定長のビット列を生成する演算手法をいう。ビット長は 160 ビット。データの送信側と受信側でハッシュ値を比較することで、通信途中で原文が改ざんされ

ていなかを検出することができる。

SHA-256 (Secure Hash Algorithm 256)

電子署名に使われるハッシュ関数（要約関数）のひとつである。ビット長は 256 ビット。
データの送信側と受信側でハッシュ値を比較することで、通信途中で原文が改ざんされて
いなかを検出することができる。

2. 公開とリポジトリの責任

2.1 リポジトリ

本CAは、リポジトリを24時間365日利用できるように維持管理を行う。ただし、利用可能な時間内においてもシステム保守等により利用できない場合がある。

2.2 証明情報の公開

本CAは、CRL、本CPおよびCPSをリポジトリ上に公開し、証明書利用者および検証者がオンラインによって閲覧できるようにする。

2.3 公開の時期または頻度

本CPおよびCPSは、改訂の都度、リポジトリ上に公開する。

本CAは、24時間ごとに新たなCRLを発行し、リポジトリ上に公開する。また、証明書の失効が行われた場合、即時に新たなCRLを発行し、リポジトリ上に公開する。

また、証明書の有効期間を過ぎたものはCRLから削除する。

2.4 リポジトリへのアクセス管理

本CAは、リポジトリでの公開情報に関して、特段のアクセスコントロールは行わない。証明書利用者は、本CAのCRLを、リポジトリを通じて入手することを可能とする。リポジトリへのアクセスは、一般的なWebインターフェースを通じて可能とする。

3. 識別と認証

3.1 名前決定

3.1.1 名前の種類

本CAが発行する証明書に記載される証明書利用者の名前は、X.500シリーズの識別名規定に従い設定する。

3.1.2 名前が意味を持つことの必要性

本CAが発行する証明書中に用いられるコモンネームの有用性は、証明書利用者が本CAが発行する証明書をインストールする予定のサーバーのDNS内で使われるホスト名とする。

3.1.3 証明書利用者の匿名性または仮名性

本CAが発行する証明書のコモンネームには、匿名や仮名での登録は行わないものとする。

3.1.4 様々な名前形式を解釈するための規則

様々な名前の形式を解釈する規則は、X.500シリーズの識別名規定に従う。

3.1.5 名前の一意性

本CAが発行する証明書に記載される識別名(DN)の属性は、発行対象となるサーバーに対して一意なものとする。

3.1.6 認識、認証および商標の役割

本CAは、証明書申請に記載される名称について知的財産権を有しているかどうかの検証を行わない。証明書利用者は、第三者の登録商標や関連する名称を、本CAに申請してはならない。本CAは、登録商標等を理由に証明書利用者と第三者間で紛争が起こった場合、仲裁や紛争解決は行わない。また、紛争を理由に証明書利用者からの証明書申請の拒絶や発行された証明書失効をする権利を有する。

3.2 初回の本人確認

3.2.1 私有鍵の所持を証明する方法

証明書利用者が私有鍵を所有していることの証明は、証明書発行要求（以下「CSR」という）の署名の検証を行い、当該CSRが、公開鍵に対応する私有鍵で署名されていることを確認する。

3.2.2 組織の認証

本CAは、国や地方公共団体が発行する公的書類、国や地方公共団体のWebページもしくはそのデータベース、または本CAが信頼する第三者による調査もしくはそのデータベースを用いて組織の実在性確認を行う。

3.2.3 個人の認証

本CAは、国や地方公共団体が発行する公的書類、または本CAが信頼する第三者による調査もしくはそのデータベースを用いて、証明書の申込を行う者が証明書利用者もしくはその代理人であることについて、本人性の確認および申込の意思確認を行う。

3.2.4 検証されない証明書利用者の情報

規定しない。

3.2.5 権限の正当性確認

本CAは、証明書の申込を行う者が、その申請を行うための正当な権限を有していることを、本CP「3.2.2. 組織の認証」または「3.2.3 個人の認証」で利用する書類やデータベース等で確認できる連絡先に連絡することによって確認する。

3.2.6 相互運用の基準

本CAは、セコムトラストシステムズが運営する認証局であるSecurity Communication RootCA2より、片方向相互認証証明書を発行されている。

3.2.7 ドメイン名の認証

本CAは、次のいずれかの方法により、証明書利用者にそのドメイン名の利用権があることを確認する。

- 証明書利用者が証明書のドメイン名の登録者であることを、レジストリもしくはレジストラへの問い合わせ、またはWHOISによって確認する。
- ドメイン名登録者が証明書利用者と異なる場合は、証明書利用者が本CAに提出する、ドメイン名登録者から利用許諾を得ていることが確認できる書類によって確認する。

3.3 鍵更新申請時の本人性確認と認証

鍵更新時における証明書利用者の本人性確認および認証は、「3.2 初回の本人確認」と同様とする。

3.4 失効申請時の本人性確認と認証

本CAは、証明書発行申請時に証明書利用者からの申請を取り次いだ指定事業者を経由して、

証明書利用者からの失効申請を受け付けることによって、証明書失効申請時の本人性確認を行う。

4. 証明書のライフサイクルに対する運用上の要件

4.1 証明書申請

4.1.1 証明書申請を提出することができる者

証明書の申請を行うことができる者は、日本国内に住所を有する個人、または日本国内に本店・主たる事務所、支店・支所、営業所その他これに準じる常設の場所を有する法人格を有したまま法人格を有さない組織とする。

4.1.2 登録手続および責任

証明書の申請を行うことができる者は、証明書の申請を行うにあたり、ご利用条件、本CPおよびCPSの内容を承諾した上で申請を行うものとする。また、本CAに対する申請内容が正確な情報を保証しなければならない。

4.2 証明書申請手続

4.2.1 本人性確認と認証の実施

本CAは、本CP「3.2 初回の本人確認」に記載の情報をもって、申請情報の審査を行う。本CAは、申請情報の審査時にCAAレコードを確認しない。

4.2.2 証明書申請の承認または却下

本CAは、審査の結果、承認を行った申請について証明書の発行登録を行う。

不備がある申請については、申請を却下し、申請を行った者に対し申請の再提出を依頼する。

4.2.3 証明書申請の処理時間

本CAは、承認を行った申請について、適時証明書の発行登録を行う。

4.3 証明書の発行

4.3.1 証明書発行時の処理手続

本CAは、証明書申請の審査を完了した後、申請された情報に基づき証明書を発行する。

4.3.2 証明書利用者への証明書発行通知

本CAは、指定事業者または証明書利用者に対し電子メールを送付することにより証明書の

発行通知を行う。

4.4 証明書の受領確認

4.4.1 証明書の受領確認手続

証明書利用者が、証明書利用者だけがアクセス可能なホームページから証明書をダウンロードするか、あるいは他の方法によって証明書利用者が送付された証明書をサーバーに導入した時点をもって、証明書が受領されたものとする。

4.4.2 認証局による証明書の公開

本CAは、証明書利用者の証明書の公開は行わない

4.4.3 他のエンティティに対する認証局の証明書発行通知

本CAは、第三者（ただし指定事業者は除く）に対する証明書の発行通知は行わない。

4.5 鍵ペアおよび証明書の用途

4.5.1 証明書利用者の私有鍵および証明書の用途

証明書利用者は、本CAが発行する証明書および対応する私有鍵を、サーバー認証および通信経路で情報の暗号化を行うことにのみ利用するものとする。証明書利用者は、本CAが承認をした用途のみに当該証明書および対応する私有鍵を利用するものとし、その他の用途に利用してはならない。

4.5.2 検証者の公開鍵および証明書の用途

検証者は、本CAの証明書を使用することで、本CAが発行した証明書の信頼性を検証することができる。本CAが発行した証明書の信頼性を検証し、信頼する前に、本CPおよびCPSの内容について理解し、承諾しなければならない。

4.6 鍵更新を伴わない証明書の更新

鍵更新を伴わない証明書の更新とは、公開鍵を変更することなく、証明書利用者に新しい証明書を発行することをいう。本CAは、証明書利用者が証明書を更新する場合、新たな鍵ペアを生成することを推奨する。

4.6.1 鍵更新を伴わない証明書の更新事由

鍵更新を伴わない証明書の更新は、証明書の有効期間が満了する場合に行う。

4.6.2 証明書の更新申請を行うことができる者

「4.1.1 証明書申請を提出することができる者」と同様とする。

4.6.3 証明書の更新申請の処理手続

「4.3.1 証明書発行時の処理手続」と同様とする。

4.6.4 証明書利用者に対する新しい証明書発行通知

「4.3.2 証明書利用者への証明書発行通知」と同様とする。

4.6.5 更新された証明書の受領確認手続

「4.4.1 証明書の受領確認手続」と同様とする。

4.6.6 認証局による更新された証明書の公開

「4.4.2 認証局による証明書の公開」と同様とする。

4.6.7 他のエンティティに対する認証局の証明書発行通知

「4.4.3 他のエンティティに対する認証局の証明書発行通知」と同様とする。

4.7 鍵更新を伴う証明書の更新

鍵更新を伴う証明書の更新とは、新たな鍵ペアを生成した上で証明書利用者に新しい証明書を発行することをいう。

4.7.1 鍵更新を伴う証明書の更新事由

鍵更新を伴う証明書の更新は、証明書の有効期間が満了する場合に行う。

4.7.2 新しい証明書の申請を行うことができる者

「4.1.1 証明書申請を提出することができる者」と同様とする。

4.7.3 鍵更新を伴う証明書の更新申請の処理手続

「4.3.1 証明書発行時の処理手続」と同様とする。

4.7.4 証明書利用者に対する新しい証明書の通知

「4.3.2 証明書利用者への証明書発行通知」と同様とする。

4.7.5 鍵更新された証明書の受領確認手続

「4.4.1 証明書の受領確認手続」と同様とする。

4.7.6 認証局による鍵更新済みの証明書の公開

「4.4.2 認証局による証明書の公開」と同様とする。

4.7.7 他のエンティティに対する認証局の証明書発行通知

「4.4.3 他のエンティティに対する認証局の証明書発行通知」と同様とする。

4.8 証明書の変更

4.8.1 証明書の変更事由

証明書の変更は、証明書に登録された情報（証明書のコモンネームを除く）の変更が必要となった場合に行う。

4.8.2 証明書の変更申請を行うことができる者

「4.1.1 証明書申請を提出することができる者」と同様とする。

4.8.3 証明書の変更申請の処理手続

「4.3.1 証明書発行時の処理手続」と同様とする。

4.8.4 証明書利用者に対する新しい証明書発行通知

「4.3.2 証明書利用者への証明書発行通知」と同様とする。

4.8.5 変更された証明書の受領確認手続

「4.4.1 証明書の受領確認手続」と同様とする。

4.8.6 認証局による変更された証明書の公開

「4.4.2 認証局による証明書の公開」と同様とする。

4.8.7 他のエンティティに対する認証局の証明書発行通知

「4.4.3 他のエンティティに対する認証局の証明書発行通知」と同様とする。

4.9 証明書の失効と一時停止

4.9.1 証明書失効事由

証明書利用者は、次の事由が発生した場合、本CAに対しすみやかに証明書の失効申請を行わなければならない。

- ・証明書記載情報に変更があった場合
- ・私有鍵の盗難、紛失、漏洩、不正利用等により私有鍵が危険化したまたは危険化のお

それがある場合

- ・証明書の内容、利用目的が正しくない場合
- ・証明書の利用を中止する場合

また、本CAは、次の事由が発生した場合に、本CAの判断により証明書を失効することができる。

- ・証明書利用者がご利用条件、本CP、CPS、関連する契約または法律に基づく義務を履行していない場合
- ・本CAの私有鍵が危険化したまたは危険化のおそれがあると判断した場合
- ・本CAが失効を必要とすると判断するその他の状況が認められた場合

4.9.2 証明書失効を申請することができる者

証明書の失効の申請を行うことができる者（以下「失効申請者」という）は、本サービスの契約者、または契約組織の担当者とする。なお、本CP/CPS「4.9.1 証明書失効事由」に該当すると本CAが判断した場合、本CAが失効申請者となる。

4.9.3 失効申請手続

失効申請者は、本CP「3.4 失効申請時の本人性確認と認証」に定める手続きを行うことにより本CAへ届け出るものとする。

本CAは、所定の手続によって受け付けた情報を確認し、証明書の失効処理を行う。

4.9.4 失効申請の猶予期間

失効申請者は、私有鍵が危険化したまたは危険化のおそれがあると判断した場合には、すみやかに失効申請を行わなければならない。

4.9.5 認証局が失効申請を処理しなければならない期間

本CAは、有効な失効申請を受け付けてからすみやかに証明書の失効処理を行い、CRLへ当該証明書情報を反映させる。

4.9.6 失効調査の要求

本CAが発行する証明書には、CRLの格納先であるURLを記載する。検証者は、本CAが発行する証明書について信頼し利用する前に、当該証明書の有効性をCRLにより確認しなければならない。なお、CRLには、有効期限の切れた証明書情報は含まれない。

4.9.7 証明書失効リストの発行頻度

CRLは、失効処理の有無に関わらず、24時間ごとに更新を行う。証明書の失効処理が行われた場合は、その時点でCRLの更新を行う。

4.9.8 証明書失効リストの発行最大遅延時間

本CAは、発行したCRLを即時にリポジトリに反映させる。

4.9.9 オンラインでの失効/ステータス確認の適用性

オンラインでの証明書ステータス情報は、OCSPサーバーを通じて提供される。

4.9.10 オンラインでの失効/ステータス確認を行うための要件

検証者は本CAにより発行された証明書を信頼し利用する前に、証明書の有効性を確認しなければならない。リポジトリに掲載しているCRLにより、証明書の失効登録の有無を確認しない場合には、OCSPサーバーにより提供される証明書ステータス情報の確認を行わなければならない。

4.9.11 利用可能な失効情報の他の形式

規定しない。

4.9.12 鍵の危険化に対する特別要件

規定しない。

4.9.13 証明書の一時停止事由

規定しない。

4.9.14 証明書の一時停止を申請することができる者

規定しない。

4.9.15 証明書の一時停止申請手続

規定しない。

4.9.16 一時停止を継続することができる期間

規定しない。

4.10 証明書のステータス確認サービス

4.10.1 運用上の特徴

利用者はOCSPサーバーを通じて証明書ステータス情報を確認することができる。

4.10.2 サービスの利用可能性

本CAは、24時間365日、証明書ステータス情報を確認できるようOCSPサーバーを管理する。ただし、保守等により一時的にOCSPサーバーを利用できない場合もある。

4.10.3 オプショナルな仕様

規定しない。

4.11 加入（登録）の終了

証明書利用者が証明書の利用、または本サービスを解約する場合、証明書の失効申請を行わなければならない。なお、証明書の更新手続を行わず、該当する証明書の有効期間が満了した場合にも終了となる。

4.12 キーエスクローと鍵回復

4.12.1 キーエスクローと鍵回復ポリシーおよび実施

本CAは、証明書利用者の私有鍵のエスクローは行わない。

4.12.2 セッションキーのカプセル化と鍵回復のポリシーおよび実施

規定しない。

5. 設備上、運営上、運用上の管理

5.1 物理的管理

本項については、CPSに規定する。

5.2 手続的管理

5.2.1 信頼すべき役割

本サービスの運用に関わる役割を以下に示す。

(1) RA 責任者

- ・本サービスの統括
- ・RA 管理者の任命

(2) RA 管理者

- ・RA 担当者への作業指示
- ・RA 業務の遂行管理

(3) RA 担当者

- ・証明書申請における情報の検証
- ・証明書申請、失効要求、更新要求の承認、拒絶その他の処理
- ・その他、RA 管理者の指示に基づく証明書発行審査の遂行

5.2.2 職務ごとに必要とされる人数

当社は、サービス提供に支障をきたさないよう、RA 責任者を除く本 CP「5.2.1 信頼すべき役割」に記載する役割に関し、複数名の要員を配置する。

5.2.3 個々の役割に対する本人性確認と認証

当社は、RA システムへのアクセスに関し、アクセス権限者の識別と認証、および認可された権限の操作であることを物理的または論理的な方法で確認する。

5.2.4 職務分割が必要となる役割

規定しない。

5.3 人事的管理

5.3.1 資格、経験および身分証明の要件

本 CP「5.2.1 信頼すべき役割」に記載する役割を担う者は、当社の採用基準に基づき採用

された従業員とする。

5.3.2 適正調査

当社は、本 CP 「5.2.1 信頼すべき役割」に記載する役割を担う者の信頼性と適性を任命時および定期的に評価する。

5.3.3 教育要件

当社は、要員が役割に就く前に本サービスの運用に必要な教育を実施し、以降、必要に応じ、役割に応じた教育・訓練を実施する。また、業務手順に変更がある場合はその変更に関わる教育・訓練を実施する。

5.3.4 再教育の頻度および要件

当社は、本 CP 「5.2.1 信頼すべき役割」に記載する役割を担う者に対して、必要に応じ再トレーニングを行う。

5.3.5 仕事のローテーションの頻度および順序

規定しない。

5.3.6 認められていない行動に対する制裁

当社の就業規則の罰則に関する規定に従う。

5.3.7 業務委託先の管理

当社は、本サービスの運用のすべてあるいは一部を外部組織に委託する場合、業務委託先との契約によって、業務委託先のもとで運用業務が適切に行われていることを確認する。

5.3.8 要員へ提供される資料

当社は、要員に対して、関連する業務上必要な文書のみの閲覧を許可する。

5.4 監査ログの手続

5.4.1 記録されるイベントの種類

当社は、次の内容を監査ログとして記録する。

- ・証明書の発行、失効の処理履歴
- ・CRL の発行の処理履歴

監査ログは、以下の項目を含む。

- ・日付
- ・時刻
- ・イベントを発生させた主体

- ・イベントの内容

5.4.2 監査ログを処理する頻度

当社は、監査ログを定期的に確認する。

5.4.3 監査ログを保持する期間

当社は、本サービスに関する監査ログを、アーカイブとして最低 7 年間保存する。

5.4.4 監査ログの保護

当社は、許可された者のみが監査ログにアクセスすることができるよう、適切なアクセスコントロールを採用し、許可されていない者が閲覧できないようにする。

5.4.5 監査ログのバックアップ手続

当社は、RA システム上のログについては、バックアップを取得する。

5.4.6 監査ログの収集システム

RA システムは、実装された機能により監査ログを自動的に収集する。

5.4.7 イベントを起こした者への通知

当社は、監査ログの収集を、事象を発生させた人、システムまたはアプリケーションに対して通知することなく行う。

5.4.8 脆弱性評価

当社は、監査ログの検査結果をもとに、運用面およびシステム動作面におけるセキュリティ上の脆弱性を評価するとともに、必要に応じてセキュリティ対策の見直しを行う。

5.5 記録の保管

5.5.1 アーカイブの種類

本CAは、CPSの「5.5 記録の保管」に加えて、次の情報をアーカイブとして保存する。

- ・本CP
- ・本CPに基づき作成された認証局の業務運用を規定する文書
- ・監査の実施結果に関する記録および監査報告書
- ・証明書利用者からの申請情報およびその処理履歴

5.5.2 アーカイブ保存期間

当社は、アーカイブを最低7年間保存する。

5.5.3 アーカイブの保護

アーカイブは、許可された者以外がアクセスできないよう制限された施設において保管する。

5.5.4 アーカイブのバックアップ手続

「5.4.5 監査ログのバックアップ手続」と同様とする。

5.5.5 記録にタイムスタンプを付与する要件

当社は、RA システム内で記録される重要な情報に対し、日付・時刻を記録する。

5.5.6 アーカイブ収集システム

RA システムの機能により自動的に収集する。

5.5.7 アーカイブの検証手続

アーカイブへは、許可された者だけがアクセスすることができる。アーカイブされた情報の復旧の際には、その整合性の検証を行う。

5.6 鍵の切り替え

本CAの私有鍵は、私有鍵に対する証明書の有効期間が証明書利用者に発行した証明書の最大有効期間よりも短くなる前に新たな私有鍵の生成および証明書の発行を行う。新しい私有鍵が生成された後は、新しい私有鍵を使って証明書およびCRLの発行を行う。

5.7 危険化および災害からの復旧

本項については、CPSに規定する。

5.8 認証局または登録局の終了

本CAは、業務停止する必要がある場合、その旨を事前に「9.11 関係者間の個別通知と連絡」に定められた方法で証明書利用者に通知する。

6. 技術的セキュリティ管理

6.1 鍵ペアの生成およびインストール

6.1.1 鍵ペアの生成

本CA私有鍵についてはCPS「6.1.1 鍵ペアの生成」に規定する。

証明書利用者の鍵ペアは、証明書を配置するWebサーバー上で生成する。

6.1.2 証明書利用者に対する私有鍵の交付

証明書利用者の私有鍵は、証明書利用者自身が生成するものとし、本CAは証明書利用者の私有鍵生成および交付は行わない。

6.1.3 認証局への公開鍵の交付

本CAに対する証明書利用者の公開鍵の交付は、証明書の申請時にオンラインによって行われる。この時の通信経路はTLSにより暗号化を行う。

6.1.4 検証者へのCA公開鍵の交付

検証者は、本CAのリポジトリにアクセスすることによって、本CAの公開鍵入手することができます。

6.1.5 鍵サイズ

本CAの鍵ペアは、RSA方式で鍵長2048ビットとする。

証明書利用者の鍵ペアについては、RSA方式で鍵長2048ビットとする。

6.1.6 公開鍵のパラメータの生成および品質検査

本CAの公開鍵のパラメータの生成、およびパラメータの強度の検証は、鍵ペア生成に使用される暗号装置に実装された機能を用いて行われる。証明書利用者の公開鍵のパラメータの生成および品質検査について規定しない。

6.1.7 鍵の用途

本CAおよび本CAが発行する証明書の鍵の用途は以下の通りとする。

表 6.1 鍵の用途

	本CA	本CAが発行する証明書
digital Signature	—	yes
nonRepudiation	—	—
keyEncipherment	—	yes

dataEncipherment	—	—
keyAgreement	—	—
keyCertSign	yes	—
cRLSign	yes	—
encipherOnly	—	—
decipherOnly	—	—

6.2 私有鍵の保護および暗号モジュール技術の管理

本項については、CPSに規定する。

6.3 鍵ペアのその他の管理方法

本項については、CPSに規定する。

6.4 活性化データ

本項については、CPSに規定する。

6.5 コンピュータのセキュリティ管理

本項については、CPSに規定する。

6.6 ライフサイクルセキュリティ管理

本項については、CPSに規定する。

6.7 ネットワークセキュリティ管理

本項については、CPSに規定する。

6.8 タイムスタンプ

本項については、CPSに規定する。

7. 証明書および証明書失効リストのプロファイル

7.1 証明書のプロファイル

本CAが発行する証明書のプロファイルは、次表のとおりである。

表 7.1 サーバー証明書プロファイル

基本領域		設定内容	critical
Version		Version 3	-
Serial Number		例) 0123456789	-
Signature Algorithm		sha256 With RSA Encryption	-
Issuer	Country	C=JP	-
	Organization	O=Japan Registry Services Co., Ltd.	-
	Common Name	CN=JPRS Organization Validation Authority - G1	-
Validity	NotBefore	例) 2008/3/1 00:00:00 GMT	-
	NotAfter	例) 2009/3/1 00:00:00 GMT	-
Subject	Country	C=JP	-
	State Or Province	必須	-
	Locality	必須	-
	Organization	必須	-
	Organizational Unit	任意	-
	Common Name	必須	-
Subject Public Key Info		主体者の公開鍵 2048 ビット	-
拡張領域		設定内容	critical
KeyUsage		digitalSignature, keyEncipherment	y
ExtendedKeyUsage		serverAuth	n
Subject Alt Name		dNSName=サーバー名	n
CertificatePolicies		policyIdentifier OID=1.2.392.200091.110.208.2 policyQualifiers policyQualifierId=CPS qualifier=https://jprs.jp/pubcert/info/repository/	n

CRL Distribution Points	http://repo.pubcert.jprs.jp/sppca/jprs/ovca/fullcrl.crl	n
Authority Information Access	accessMethod <u>ocsp (1 3 6 1 5 5 7 48 1)</u> accessLocation http://ov.ocsp.pubcert.jprs.jp	n
Authority Key Identifier	発行者公開鍵の SHA-1 ハッシュ値 (160 ビット)	n
Subject Key Identifier	主体者公開鍵の SHA-1 ハッシュ値 (160 ビット)	n

7.2 CRL のプロファイル

本CAが発行するCRLのプロファイルは、次表のとおりである。

表 7.2 CRL プロファイル

基本領域		設定内容	critical
Version		Version 2	-
Signature Algorithm		SHA256 with RSASignature	-
Issuer	Country	C=JP	-
	Organization	O=Japan Registry Services Co., Ltd.	-
	Common Name	CN=JPRS Organization Validation Authority - G1	-
This Update		例) 2008/3/1 00:00:00 GMT	-
Next Update		例) 2008/3/5 00:00:00 GMT 更新間隔=24H、有効期間=96H とする	-
Revoked Certificates	Serial Number	例) 0123456789	-
	Revocation Date	例) 2008/3/1 00:00:00 GMT	-
	Reason Code	失効事由 (unspecified, etc.)	-
拡張領域		設定内容	critical
CRL Number		CRL 番号	n
Authority Key Identifier		発行者公開鍵の SHA-1 ハッシュ値 (160 ビット)	n

7.3 OCSP のプロファイル

本CAが発行するOCSPのプロファイルは、次表のとおりである。

表 7.3 OCSP プロファイル

基本領域		設定内容	critical
Version		Version 3	-
Serial Number		例) 0123456789	-
Signature Algorithm		sha256 With RSA Encryption	-
Issuer	Country	C=JP	-
	Organization	O= Japan Registry Services Co., Ltd.	-
	Common Name	CN=JPRS Organization Validation Authority - G1	-
Validity	NotBefore	例) 2008/3/1 00:00:00 GMT	-
	NotAfter	例) 2008/3/5 00:00:00 GMT	-
Subject	Country	C=JP (固定値)	-
	Organization	Japan Registry Services Co., Ltd. (固定値)	-
	Common Name	OCSP サーバー名 (必須)	-
Subject Public Key Info		主体者の公開鍵 2048 ビット	-
拡張領域		設定内容	critical
KeyUsage		digitalSignature	y
ExtendedKeyUsage		OCSPSigning	n
OCSP No Check		null	n
CertificatePolicies		policyIdentifier OID=1.2.392.200091.110.208.2 policyQualifiers policyQualifierId=CPS qualifier=https://jprs.jp/pubcert/info/repository/	n
Authority Key Identifier		発行者公開鍵の SHA-1 ハッシュ値 (160 ビット)	n
Subject Key Identifier		主体者公開鍵の SHA-1 ハッシュ値 (160 ビット)	n

7.3.1 バージョン番号

本CAは、OCSPバージョン1を適用する。

7.3.2 OCSP 拡張

規定しない。

8. 準拠性監査と他の評価

8.1 監査の頻度

本CAは、本CAの運用が本CPに準拠して行われているかについて、定期的に監査を行う。

8.2 監査者の身元／資格

準拠性監査は、十分な監査経験を有する監査人が行う。

8.3 監査者と被監査者の関係

監査人は、監査に関する事項を除き、被監査部門の業務から独立した立場にあるものとする。

8.4 監査で扱われる事項

監査は、本CAの運用の本CPに対する準拠性を中心として行う。

8.5 不備の結果としてとられる処置

本CAは、監査報告書で指摘された事項に関し、すみやかに必要な是正措置を行う。

8.6 監査結果の開示

監査結果は、監査人から本CAに対して報告される。

本CAは、法律に基づく開示要求があった場合、当社との契約に基づき関係組織からの開示要求があった場合、または本CAのサーバー証明書発行サービス運営会議が承認した場合を除き、監査結果を外部へ開示することはない。

9. 他の業務上および法的事項

9.1 料金

規定しない。

9.2 財務的責任

本CAは、電子認証基盤の運用維持にあたり、十分な財務的基盤を維持するものとする。

9.3 企業情報の機密性

9.3.1 機密情報の範囲

本CAが保持する個人情報および組織情報は証明書、CRL、本CPおよびCPSの一部として明示的に公開されたものを除き、機密保持対象として扱う。

9.3.2 機密情報の範囲外の情報

証明書およびCRLに含まれている情報は機密保持対象外として扱う。その他、次の状況におかれた情報は機密保持対象外とする。

- ・本CAの過失によらず知られた、あるいは知られるようになった情報
- ・本CA以外の出所から、機密保持の制限無しに本CAに知られた、あるいは知られるようになった情報
- ・本CAによって独自に開発された情報
- ・開示に関して証明書利用者によって承認されている情報

9.3.3 機密情報を保護する責任

本CAは、法の定めによる場合、機密情報を開示することがある。その際、その情報を知り得た者は、契約あるいは法的な制約によりその情報を第三者に開示させない。

9.4 個人情報の保護

本CAの個人情報保護方針については、ホームページにて公表する。

9.5 知的財産権

本CPは著作権を含み、当社の権利に属するものとする。

9.6 表明保証

9.6.1 認証局の表明保証

9.6.1.1 IA の表明保証

本CAは、IAの業務を遂行するにあたり次の義務を負う。

- ・CA私有鍵のセキュアな生成・管理
- ・RAからの申請に基づいた証明書の正確な発行・失効管理
- ・IAのシステム稼動の監視・運用
- ・CRLの発行・公表

9.6.1.2 RA の表明保証

本CAは、RAの業務を遂行するにあたり次の義務を負う。

- ・登録端末のセキュアな環境への設置・運用
- ・証明書発行・失効申請におけるIAへの正確な情報伝達
- ・証明書失効申請におけるIAへの運用時間中の速やかな情報伝達
- ・リポジトリの維持管理

9.6.2 証明書利用者の表明保証

証明書利用者は、ご利用条件および本CPに定める諸事項を遵守することについて保証するものとする。また、証明書利用者は、ご利用条件および本CPに遵守しない場合、すべての責任を有するものとする。

9.6.3 検証者の表明保証

検証者は、本CPに定める諸事項を遵守することについて保証するものとする。また、検証者は、本CPに遵守しない場合、すべての責任を有するものとする。

9.6.4 他の関係者の表明保証

規定しない。

9.7 無保証

本CAは、本CP「9.6.1 認証局の表明保証」に規定する保証に関連して発生するいかなる間接損害、特別損害、付隨的損害または派生的損害に対する責任を負わず、また、いかなる逸失利益、データの紛失またはその他の間接的もしくは派生的損害に対する責任を負わない。

9.8 責任の制限

本CP「9.6.1 認証局の表明保証」の内容に関し、次の場合、本CAは責任を負わないものとする。

- ・本CAに起因しない不法行為、不正使用または過失等により発生する一切の損害
- ・証明書利用者が自己の義務の履行を怠ったために生じた損害
- ・証明書利用者のシステムに起因して発生した一切の損害
- ・本CA、証明書利用者のハードウェア、ソフトウェアの瑕疵、不具合あるいはその他の動作自体によって生じた損害
- ・本CAの責に帰すことのできない事由で証明書およびCRLに公開された情報に起因する損害
- ・本CAの責に帰すことのできない事由で正常な通信が行われない状態で生じた一切の損害
- ・証明書の使用に関して発生する取引上の債務等、一切の損害
- ・現時点の予想を超えた、ハードウェア的あるいはソフトウェア的な暗号アルゴリズム解読技術の向上に起因する損害
- ・天変地異、地震、噴火、火災、津波、水災、落雷、戦争、動乱、テロリズムその他の不可抗力に起因する、本CAの業務停止に起因する一切の損害

9.9 補償

本CAが発行する証明書を申請、受領、信頼した時点で、証明書利用者には、本CAおよび関連する組織等に対する損害賠償責任および保護責任が発生するものとする。当該責任の対象となる事象には、損失、損害、訴訟、あらゆる種類の費用負担の原因となるようなミス、怠慢な行為、各種行為、履行遅滞、不履行等の各種責任が含まれる。

9.10 有効期間と終了

9.10.1 有効期間

本CPは、本CAのサーバー証明書発行サービス運営会議の承認により有効となる。

9.10.2 終了

本CPは、本CAの終了と同時に無効となる。

9.10.3 終了の効果と効果継続

証明書利用者と本CAとの間で利用契約等を終了する場合、または、本CA自体を終了する場合であっても、その性質上存続されるべき条項は終了の事由を問わず証明書利用者および

本CAに適用されるものとする。

9.11 関係者間の個別通知と連絡

本CAは、証明書利用者に対する必要な通知をホームページ上、電子メールまたは書面等によって行う。

9.12 改訂

9.12.1 改訂手続

本CPは、本CAの判断によって適宜改訂され、本CAのサーバー証明書発行サービス運営会議の承認によって発効する。

9.12.2 通知方法および期間

本CPを変更した場合、すみやかに変更した本CPを公表することにより、証明書利用者に対しての告知とする。

9.12.3 オブジェクト識別子が変更されなければならない場合

規定しない。

9.13 紛争解決手続

証明書の利用に関し、本CAに対して訴訟、仲裁を含む解決手段に訴えようとする場合、本CAに対して事前にその旨を通知するものとする。なお、仲裁および裁判地は東京都内における紛争処理機関を専属的管轄とする。

9.14 準拠法

本CA、証明書利用者の所在地にかかわらず、本CPの解釈、有効性および証明書の利用にかかる紛争については、日本国の法律が適用されるものとする。

9.15 適用法の遵守

規定しない。

9.16 雜則

規定しない。

9.17 その他の条項

規定しない。